

第二種貨物利用運送事業の許可申請（鉄道）

鉄道貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受ける必要があります（法 20 条（許可））。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あてに当該事案に関する土地（拠点駅）を管轄する地方運輸局、または沖縄総合事務局（以下各地方運輸局等）まで申請して下さい。

（1）第二種貨物利用運送事業許可申請

貨物利用運送事業法

- 第 20 条 第二種貨物利用運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 第 21 条第 1 項 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第 1 号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第 2 号 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、営業所の名称及び位置、業務の範囲その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- 第 3 号 貨物の集配の拠点、貨物の集配の体制その他の国土交通省令で定める事項に関する集配事業計画

貨物利用運送事業法施行規則 （事業計画関係）

- 第 18 条第 1 項 法第 21 条第 1 項第 2 号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第 1 号 利用運送機関の種類
- 第 2 号 利用運送の区域又は区間
- 第 3 号 主たる事務所の名称及び位置
- 第 4 号 営業所の名称及び位置
- 第 5 号 業務の範囲
- 第 6 号 貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設の概要
- 第 7 号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要
- 第 8 号 実運送事業者又は貨物利用運送事業者からの貨物の受取を他の者に委託して行う場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置

（集配事業計画関係）

- 第 18 条第 2 項 法第 21 条第 1 項第 3 号の集配事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第 1 号 貨物の集配の拠点
- 第 2 号 貨物の集配を行う地域
- 第 3 号 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置
- 第 4 号 貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあつては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条又は第 35 条第 1 項の許可を受けている者にあつては、ハに掲げる事項を除く。）
- イ 各営業所に配置する事業用自動車（貨物の集配の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の数
- ロ 自動車車庫の位置及び収容能力
- ハ 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」とい

- う。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
- 第 5 号 貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数

（2）添付書類

貨物利用運送事業法

- 第 21 条第 2 項 前項の申請書には、事業の施設その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

貨物利用運送事業法施行規則 （添付書類）

- 第 19 条第 1 項 法第 21 条第 2 項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
- 第 1 号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
- 第 2 号 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）
- 第 3 号 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第 3 条又は第 35 条第 1 項の許可を受けている者を除く。）にあつては、事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類
- 第 4 号 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書
- 第 5 号 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
- イ 定款（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 167 条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあつては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本
- ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
- ハ 設立しようとする法人が株式会社である場合にあつては、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類
- 第 6 号 個人にあつては、次に掲げる書類
- イ 財産に関する調書
- ロ 戸籍抄本
- ハ 履歴書
- 第 7 号 法第 22 条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類

その他必要な添付書類

- a) 集配を他の者に委託する場合にあつては、受託者との集配業務委託契約書の写し
- b) 貨物利用運送事業部門の組織体制の概要

（3）欠格事由

貨物利用運送事業法

- 第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、第 20 条の許可を受けることができない。
- 第 1 号 第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者
- 第 2 号 （略）
- 第 6 条第 1 項 国土交通大臣は、第 4 条の規定による登録の申請をした者が次の各号のい

- ずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。
- 第1号 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 第2号 第一種貨物利用運送事業の登録又は第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 第3号 申請前二年以内に貨物利用運送事業に関し不正な行為をした者
- 第4号 法人であって、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

(4) 申請方法

鉄道二種事業許可申請は、国土交通大臣あてに申請書を作成し、必要な書類を添付の上、当該事業案に関する土地（拠点駅）を管轄する各地方運輸局等に申請してください。この場合、郵送により申請することもできます。

★郵送による申請については、以下の点にご留意下さい

- ①あて先には、鉄道利用運送担当と明記して下さい。
- ②書留等配達を証明する郵便で送付願います。
- ③受理印を捺した申請書の控えの返送を希望される方は、申請書（控え）及び必要な金額の切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。
- ④申請について、修正等が必要となる場合、申請内容に疑問点がある場合には、来庁していただく場合もあります。

(5) その他

- ・事業計画及び集配事業計画について、他の利用運送機関の種類に係る第二種貨物利用運送事業等も併せて申請する場合は、利用運送機関の種類毎に別葉にして申請してください。

■許認可申請書関係書類と作成上の注意

1. 【申請書】（様式1）、【事業計画】（様式2）、【集配事業計画】（様式3）
2. 【添付書類】
 - (1) 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
 - ・鉄道貨物の取扱に関する契約書（写）
 - ・集配を他の者に委託する場合にあっては、受託者との集配業務委託契約書（写）等特に契約書の形式は問いませんが、以下のような事項を含んだものとして下さい。
 - a. 委託する業務内容に鉄道及び集配の手配に関する記述があること。
 - b. 事業計画に記載のある拠点駅が記述されていること。
 - c. 契約書の有効期間が適切であること。
 - d. 社印が押印されていること。
 - ・申請時において契約が締結されていない場合には、契約書（案）に代えることができます。この場合、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出すること。
 - (2) 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の見取図、平面図（※）
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の施設について都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式4）
 - ・営業所、集配営業所、車庫、休憩・睡眠施設の使用権原を証する書面（※）
 - a. 所有の場合：土地建物の登記簿謄本
 - b. 賃貸の場合：賃貸借契約書（写）
 - 貨物の集配を自らの自動車を使用して行う場合
 - ・計画する事業用自動車の使用権原を証する書類（※）
 - a. 購入する場合：売買契約書又は売渡承諾書（写）
 - b. リースの場合：自動車リース契約書、自動車検査証（写）
 - c. 既に所有している車両を使用する場合：自動車検査証（写）
 - ・車庫前面道路の道路幅員証明書（※）
 - ・事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類（※）
 - 運行管理者資格者証（写）
 - 運行管理者、整備管理者、運転者の就任承諾書等又は同意書
 - 乗務割、乗務割
 - 乗務員名簿
 - 運転免許証（写）
 - 貨物の保管体制を必要とする場合
 - ・保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類（様式6）
 - ・見取図、平面図（※）
 - ・使用権原を証する書類（※）
 - a. 所有の場合：土地建物の登記簿謄本
 - b. 賃貸の場合：賃貸借契約書（写）
 - ・基幹保管施設以外の保管施設について、適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書類（様式7）

注：当該集配業務について集配を他の者に委託する場合又は一般貨物自動車運送事業の許可を得ている場合は、使用権原を有することを証する書類（様式5）を提出することにより（※）の書類について省略することができる。

- (3) 定款及び登記事項証明書
 - a. 既存法人…定款又は寄附行為及び登記事項証明書

b. 新 規 法 人…定款又は寄附行為の謄本

(様式 1)

(4) 貸借対照表及び損益計算書

- a. 既 存 法 人…過去 3 カ年分の貸借対照表及び損益計算書 (損益計算書は省略可)
- b. 新 規 法 人…設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類
- c. 個人の場合…財産に関する調書

年 月 日

鉄道二種事業を行うにあたり、以下の条件を満たしていることが必要です。
 ・財産的基礎 (純資産*300万円以上) を有していること。

*純資産=総資産-創業費その他の繰延資産・営業権-総負債

(5) 役員名簿及び履歴書

- a. 既 存 法 人…役員又は社員の名簿 (様式 8) 及び履歴書 (様式 9)
- b. 新 規 法 人…発起人、社員又は設立者の名簿 (様式 8) 及び履歴書 (様式 9)
- c. 個人の場合…戸籍抄本、履歴書

(6) 欠格事由に該当しない旨の宣誓書 (様式 10)

(7) 鉄道貨物運送に係る貨物利用運送事業についての組織・体制に関する資料

・当該部分の責任者及び指揮命令系統が明確になる資料 (組織図等) を添付してください。

3. 利用運送約款

第二種利用運送事業の約款の認可申請 (鉄道) を参照。

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

代表者氏名 (役職) _____

(担当者氏名: TEL: _____)

(email: _____)



第二種貨物利用運送事業許可申請書

今般、第二種貨物利用運送事業 (鉄道貨物運送) の許可を受けたいので、貨物利用運送事業法第 21 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称 _____

住 所 _____

代表者氏名 (役職) _____

2. 事業計画

別紙 1 のとおり

3. 集配事業計画

別紙 2 のとおり

事業計画

1. 利用運送に係る運送機関の種類 鉄道貨物運送

2. 利用運送の区域または区間

拠点駅	仕向駅
〇〇貨物ターミナル駅	□□駅(*)
△△駅	◇◇駅(*)

(*) 包括記載も可能 (例) : 日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅

3. 主たる事務所の名称及び位置

名称	位置
〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

4. 営業所の名称及び位置

拠点駅	営業所名	位置	備考
〇〇貨物ターミナル駅	〇〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	併用
△△駅	△△△営業所	△△県△△市△△4-5-6	

5. 業務の範囲

- ① 一般事業
- ② 鉄道貨物運送の種類
コンテナ輸送
- ③ 特殊な分野の鉄道貨物輸送に限って事業を行うかどうかの別
行わない

6. 保管施設の概要

保管施設名	住所	所有賃借別	棟数
〇〇営業所内	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	所有	1
△△営業所内	△△県△△市△△4-5-6	賃貸	1

「事業計画」とは、鉄道貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業許可が範囲とする「貨物自動車による集貨配達活動と鉄道を利用した鉄道貨物運送」のうち、鉄道貨物運送部分の事業の計画を記載する資料です。

1. 「鉄道貨物運送」と記載。

- ・他の運送機関に係る第二種貨物利用運送事業も行う場合は、併記。
なお、この場合、他の運送機関の利用運送に関しては、別葉の事業計画として作成。

2. 拠点駅及び仕向駅とも駅名を記載。

- ・仕向駅については、記載例にあるように包括記載も可能です。

3. 本社（鉄道貨物利用運送業務を統括する事務所が別にある場合は、その統括する事務所）の名称及び所在地を記載。

4. 鉄道貨物利用運送事業に係る営業所の一覧を記載。

- ・記載する営業所は、鉄道貨物運送に係る第二種貨物利用運送を行う支店、営業所に限る。
- ・備考欄は一般貨物自動車運送事業と併用の場合、「併用」と記載。
- ※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図（使用権原を有することを証する書類（様式5）をもって省略可）、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式4））

5. ①については、「一般事業」と記載。

- ②については、「コンテナ輸送」「車扱輸送」等の別を記載
- ③については、特殊な分野の鉄道貨物運送に限って事業を行う場合には、その内容を記載。
(例) タンク車による石油貨物の利用運送に限る。

6. 保管施設の概要を記載。

- ・自社で所有または賃貸借契約を結んでいる保管施設（倉庫、上屋等）を記載。
※添付書類：保管施設の概要（様式6）
所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図（使用権原を有することを証する書類（様式5）をもって省略可）、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式4））
- ・自社において保管施設がない場合は、保管施設を有しない理由を記載。
(例) 貨物の保管については、〇〇倉庫（株）に委託
※添付書類：保管業務の業務委託契約書（写）
- ・保管施設を必要としない場合は、その旨理由を付して記載。
(例) コンテナ貨物の為、直接荷主の保管施設より運送するので保管施設は必要としません。

7. 利用する運送事業者の概要

① 実運送事業者

拠点駅	実運送事業者名	住 所	備 考
〇〇貨物ターミナル駅	〇〇鉄道(株)	〇県〇〇市〇1-2-3	鉄道運送事業者
△△駅	△△臨海鉄道(株)	△県△△市△4-5-6	鉄道運送事業者

② 貨物利用運送事業者

拠点駅	利用運送事業者名	住 所	備 考
〇〇貨物ターミナル駅	〇〇通運(株)	〇県〇〇市〇1-2-3	貨物利用運送事業者(鉄道)
△△駅	△△運輸(株)	△県△△市△4-5-6	貨物利用運送事業者(鉄道)

8. 仕向駅における受取事業者の名称、住所等(*)

仕向駅	受取事業者名	代表者名	住 所	営業所名	住 所
□□駅	〇〇株	〇〇〇〇	〇県〇〇市〇1-2-3	□営業所	□県□□市□1-2-3
◇◇駅	△△株	△△△△	△県△△市△4-5-6	◇営業所	◇県◇◇市◇4-5-6

(*) 包括記載も可能(例)：日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅における受取事業者

9. 備 考

利用運送約款は、標準鉄道利用運送約款(平成2年11月29日運輸省告示第588号)を使用する。

7. 利用する実運送事業者又は鉄道貨物利用運送事業者を記載。

※添付書類：鉄道運送事業者等との運送に関する契約書の写し

8. 仕向駅の受取事業者の名称、住所等を記載。

- ・集配を他の者に委託する場合は仕向駅毎の受取事業者を記載。
- ・仕向駅については、記載例にあるように包括記載も可能。

9. 標準鉄道利用運送約款を使用する場合には、貨物利用運送事業法第26条の規定に基づく認可は不要となるため、その場合には「事業計画」に「9. 備考」として以下のとおり記載。

「利用運送約款は、標準鉄道利用運送約款(平成2年11月29日運輸省告示第588号)を使用する。」

(様式3)

集配事業計画

1. 貨物の集配の拠点

拠点駅	仕向駅
〇〇貨物ターミナル駅	□□駅(*)
△△駅	◇◇駅(*)

(*) 包括記載も可能(例)：日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅

2. 貨物の集配を行う地域

拠点駅	
〇〇貨物ターミナル駅	〇〇県内
△△駅	△△一円

3. 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

拠点駅	営業所名	住所	所有・賃貸の別	備考
〇〇貨物ターミナル駅	〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	所有	併用
△△駅	△△営業所	△△県△△市△△4-5-6	賃貸	併用

4. 貨物の集配体制

(自己の集配体制で実施する場合)

【拠点駅】

イ) 営業所に配置する事業用自動車の数

拠点駅	営業所名	車両数	備考
〇〇貨物ターミナル駅	〇〇営業所	5	併用
△△駅	△△営業所	5	併用
	計	10	

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

営業所名	車庫との距離	車庫所在地	車庫収容能力	備考
〇〇営業所	〇〇km	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	〇〇. 〇㎡	
△△営業所	〇〇km	△△県△△市△△4-5-6	〇〇. 〇㎡	

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力

営業所名	所在地	収容能力		備考
		休憩	睡眠	
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	〇〇. 〇㎡	〇〇. 〇㎡	
△△営業所	△△県△△市△△4-5-6	〇〇. 〇㎡	〇〇. 〇㎡	

※「特定二種のみ記載」

「集配事業計画」とは、鉄道貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業許可が範囲とする「貨物自動車による集貨配達活動と鉄道を利用した鉄道貨物運送」のうち、貨物自動車による集貨配達活動部分の事業の計画を記載する資料です。

1. 拠点駅、仕向駅とも駅名を記載。

・仕向駅については、記載例にあるように包括記載も可能。

2. 拠点駅発着貨物の集配可能地域を記載。

(例) 〇〇県内、関東一円

3. 鉄道貨物利用運送事業に係る集配営業所の一覧表を記載。

・鉄道貨物運送に係る貨物の集配に係る営業所に限る。

・一般貨物自動車運送事業と併用の場合は、備考欄に「併用」と記載。

※添付書類：所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、平面図(使用権原を有することを証する書類(様式5)をもって省略可)、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式4))

4. 貨物の集配体制

(自己の集配体制で実施する場合)

【拠点駅】

イ) 営業所に配置する事業用自動車の数

・常時使用する貨物自動車の配置車両数を記載。

・一般貨物自動車運送事業と併用する車両がある場合は、備考欄に「併用」と記載。

・「備考」の欄には、冷蔵車等の特殊車両数を記載。

※添付書類：車検証(写)(使用権原を有することを証する書類(様式5)をもって省略可)

ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力

・車庫収容能力については、面積を記載。

※添付書類：所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、平面図(使用権原を有することを証する書類(様式5)をもって省略可)、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式4))

ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩又は仮眠施設の所在地「※特定二種のみ」

・収容能力は休憩・睡眠施設毎に営業所名、所在地、収容能力を記載。

※添付書類：所有、賃借の裏付け書類(土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書(写)・見取図、平面図、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類(様式4))

二) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

営業所名	運行管理者	選任年月日	整備管理者	選任年月日	備考
〇〇営業所	〇 〇 〇 〇	H20. 6. 30	〇 〇 〇 〇	H20. 6. 30	
△△営業所	△ △ △ △	H20. 6. 30	△ △ △ △	H20. 6. 30	

※「特定二種のみ記載」

【仕向駅】 (*)

- イ) 営業所に配置する事業用自動車の数
- ロ) 営業所と車庫との距離並びに車庫の位置及び収容能力
- ハ) 集配業務に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置及び収容能力
- ニ) 運行管理者及び整備管理者の選任状況

記載方法は
拠点駅のイ
～ニと同じ

(*) 包括記載も可能：(例) 日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅における受取事業者

(集配を他の者へ委託する場合)

【拠点駅】

受託者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

拠点駅	受託事業者名 住 所	代表者名	営業所名 住 所	集配用 車両数	備 考
〇〇駅	〇〇運輸(株) 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	〇〇〇〇	□□営業所 □□県□□市□□1-2-3	2	一般貨物自動車運送事業者
△△駅	△△運輸(株) △△県△△市△△4-5-6	△△△△	◇◇営業所 ◇◇県◇◇市◇◇4-5-6	5	第二種貨物利用運送事業者(鉄道)

【仕向駅】 (*)

受託者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数

仕向駅	受託事業者名 住 所	代表者名	営業所名 住 所	集配用 車両数	備 考
□□駅	〇〇運輸(株) 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	〇〇〇〇	□□営業所 □□県□□市□□1-2-3	2	一般貨物自動車運送事業者
◇◇駅	△△運輸(株) △△県△△市△△4-5-6	△△△△	◇◇営業所 ◇◇県◇◇市◇◇4-5-6	5	第二種貨物利用運送事業者(鉄道)

(*) 包括記載も可能：(例) 日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅における受取事業者

二) 運行管理者及び整備管理者の選任状況 「※特定二種のみ」

- ・集配事業計画に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則第34条及び第18条の規定に基づき運行管理者等を選任。

【仕向駅】

記載事項、添付書類は、拠点駅と同じ。
仕向駅については、記載例にあるように包括記載も可能。

(集配を他の者に委託する場合)

【拠点駅】

拠点駅における受託者の氏名及び住所、法人の場合は、代表者の氏名、当該営業所の名称及び位置、当該集貨車両数を記載。

- ・備考欄には「一般貨物自動車運送事業者」、「第二種貨物利用運送事業者(鉄道)」の別を記載。

※添付書類：受託者との集配業務委託契約書(写)

【仕向駅】

記載事項、添付書類は、拠点駅と同じ。
仕向駅については、記載例にあるように包括記載も可能。

添付書類（様式4）

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（記載例）

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所^(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（役職） 印

（補足）

（注）上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所、集配営業所、車庫及び休憩・睡眠施設」と記載するものとする。

添付書類（様式5）

使用権原を有することを証する書類（記載例）

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項及び同法施行規則第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所及び集配営業所^(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（役職） 印

（補足）

（注）上記「営業所及び集配営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所、集配営業所及び保管施設」と記載すること。なお、特定第二種貨物利用運送事業（貨物の集配について、貨物自動車運送事業法の許可を受けることなく、貨物利用運送事業法の許可に基づき事業用自動車を保有する第二種貨物利用運送事業）の場合は、「営業所及び集配営業所」を「営業所」と記載するものとする。

添付書類（様式6）

保管施設の概要（記載例）

保管施設名	延床面積	構造	附属設備
× × 営業所内	〇〇㎡	鉄骨	
〇 〇 営業所内	△△㎡	鉄骨	

- ① 構造は、鉄骨、木造等の区分を記載すること。
- ② 冷蔵倉庫等特殊な保管施設についてはその旨、注記すること。
- ③ 附属設備の欄には、盗難防止装置、火災防止装置等について記載すること。

添付書類（様式7）

基幹保管施設以外の保管施設について、適切な規模、構造及び設備を有するものであることを証する書類（記載例）

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第21条第2項、同法施行規則第18条第1項第6号及び第19条第1項第2号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（役職）

㊞

役員名簿（記載例）

役員名簿

〇〇〇〇株式会社

役 職	氏 名	住 所

履歴書（記載例）

履 歴 書

本籍地 ○○○○○○○○○○○○
 現住所 ○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○ ○ ○ ○
 生年月日 ○ ○ ○ ○ ○ ○

学 歴
 ○○年○月 ……卒業

職 歴
 ○○年○月 ……
 ○○年○月 ……
 ○○年○月 ……
 現在に至る

団体（公職）歴
 ○○年○月 ……
 ……

賞 罰
 ……

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

（注）必ず現職の就任年月日を記載して下さい。

添付書類（様式10）

欠格事由に該当しない旨の宣誓書（記載例）

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

現住所
氏名 〇〇 〇〇
生年月日 昭和 年 月 日

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第22条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 〇〇 〇〇 印（個人印）

- （注1）申請時における全役員の宣誓書を添付する。
（注2）新規法人の場合は、発起人、社員、または設立者の宣誓書を添付する。

第二種貨物利用運送事業の利用運送約款の認可申請（鉄道）

鉄道貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を行おうとする者は、許可申請と併せて、利用運送約款の認可を当該事業の関する土地（拠点駅）を管轄する地方運輸局長より受ける必要があります（法26条（利用運送約款））。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、各地方運輸局長あてに申請して下さい。

1. 提出書類

① 利用運送約款設定認可申請書（様式11）

② 利用運送約款

貨物自動車運送による集貨配達と鉄道運送に係る利用運送による貨物輸送を一貫した約款を自社独自で作成し使用する場合には、貨物利用運送事業法に定める規定に基づき利用運送約款を作成し、「利用運送約款設定認可申請書」に当該約款を添付し提出して下さい。

標準鉄道利用運送約款を使用する場合には、貨物利用運送事業法第26条の規定に基づく認可は不要となりますので、その場合には「事業計画」に「9. 備考」として標準鉄道利用運送約款を使用する旨を記載して下さい。

なお、引越・宅急便等特殊な運送サービスを行う場合は当該約款は適用されない場合がありますので、ご注意下さい。

（様式11）

約 款 （記載例）

年 月 日

〇〇運輸局長
〇〇 〇〇 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____
代表者氏名（役職） _____ ㊟

利用運送約款設定認可申請書

今般、利用運送約款の認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称 _____
住 所 _____
代表者氏名（役職） _____

2. 利用運送約款に係る利用運送機関の種類

第二種貨物利用運送事業（鉄道貨物運送）

3. 設定しようとする利用運送約款

別紙のとおり

【参考】利用運送約款認可申請 関係法令

(1) 利用運送約款認可申請

貨物利用運送事業法

- 第26条第1項 第二種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第26条第2項 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の利用運送約款の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「第一種貨物利用運送事業者」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。
- 第8条第1項 第一種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第8条第2項 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。
- 第1号 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 第2号 少なくとも貨物の受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに第一種貨物利用運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
- 第8条第3項 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、第一種貨物利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

貨物利用運送事業法施行規則

(利用運送約款の認可の申請等)

- 第24条第1項 第11条の規定は、法第26条第1項の規定による利用運送約款の設定又は変更の認可の申請について準用する。この場合において、第11条第1号中「その代表者の氏名並びに登録番号」とあるのは、「その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

(利用運送約款の認可の申請)

- 第11条 法第8条第1項の規定により利用運送約款の設定又は変更の認可をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用運送約款設定（変更）認可申請書を提出しなければならない。
- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに登録番号
- 第2号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類
- 第3号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款（変更の認可の申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）
- 第4号 変更の認可の申請の場合にあっては、変更を必要とする理由

(2) 記載事項

貨物利用運送事業法施行規則

(利用運送約款の認可の申請等)

- 第24条第2項 第12条の規定は、法第26条第1項の利用運送約款の記載事項について準用する。この場合において、第12条第1号中「第一種貨物利用運送事業者である旨」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業者である旨」と読み替えるものとする。

(利用運送約款の記載事項)

- 第12条 法第8条第1項の利用運送約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第1号 第一種貨物利用運送事業者である旨及び利用運送機関の種類
- 第2号 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項
- 第3号 利用運送の引受けに関する事項
- 第4号 受取、引渡し及び保管に関する事項
- 第5号 損害賠償その他責任に関する事項
- 第6号 その他利用運送約款の内容として必要な事項

国総貨復第194号（H15.3.18）

貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について
4 約款について

(1) 認可の処理について

法第8条及び法第26条の規定による利用運送約款の認可に当たっては、以下の点に留意の上、審査されたい。

- ① 貨物利用運送事業法施行規則第12条及び第24条に規定される記載事項が明確に規定されていること。
- ② 運賃及び料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- ③ 損害賠償等に関し利用者との契約内容が不明確なものでないこと。
- ④ 利用者に対し運送責任を負う旨が規定されていること。また、当該利用運送約款について、当該利用運送に係る実運送事業者の負う運送責任と少なくとも同等のものであること。
- ⑤ 審査に当たっては、当該貨物利用運送事業に係る各運送機関の特性に配慮すること。また、宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

(2) 標準約款との関係

国土交通大臣が法第8条第3項及び第26条第2項の規定に基づき標準利用運送約款を定めて公示したときは、貨物利用運送事業者は認可を受けなくてこれと同一の約款を定めることができる。

国総貨復第198号（H15.3.18）

鉄道運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について
三 約款の認可の処理について

鉄道運送に係る第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業の約款の認可申請については、基本通達「4 約款について」に照らして適切な処理をされたい。

なお、利用運送約款については、第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業を行っている事業者については別々の約款を作らなければならないことを要せず、一つの利用運送約款で各々の事業の責任引受等について記載されていけばよいものとする。

運賃及び料金の設定の届出（鉄道）

鉄道貨物運送に係る貨物利用運送事業を行おうとする者は、**第二種貨物利用運送事業の許可を取得した後、運賃及び料金設定の届出をする必要があります。**運賃及び料金を新たに設定した場合、その日を基準日に30日以内に下記の書類を主たる事務所を所管する地方運輸局長までご提出してください。（運賃及び料金を変更した場合も同様です。）

1. 提出書類

①運賃料金設定(変更)届出書(様式12)

②基本運賃率表及び適用方法

以下及び関係法令(参考)により基本運賃率表と運賃の適用方法を示した書類を作成し、運賃料金設定(変更)届出書に添付してください。

2. 届出のあて先及び提出先

国土交通大臣あてに主たる事務所を所管する各地方運輸局長(または沖縄総合事務局長)までご提出ください。(担当部局は、各地方運輸局自動車交通部、沖縄総合事務局運輸部です。)

3. 届出作成上の留意点

①運賃・料金届出の対象事業

・鉄道貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業許可を取得することにより、日本国内における貨物自動車による集配及び鉄道による貨物輸送(door to door)までを一貫した運賃・料金を設定することができます。

②運賃・料金表

・鉄道運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の種類については、コンテナ貨物、車扱貨物、混載貨物、荷物等、従来の扱別による運賃及び料金とします。
・鉄道運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとします。

(ア)運賃

運賃は、重量、口建制又は個建制とし、輸送貨物の距離に応じたものとします。

(イ)料金

料金は、運賃により一律に収受しがたい運送サービスについて設けることができるものとなりますが、その内容は利用者にとってわかりやすいものでなければなりません。

③適用方法

・適用方法を記載したものについては、以下の内容が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。

- 当該料金が鉄道貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業に適用されるものである。
- 特定の荷主に差別的な取扱いをしないものである。
- 運賃計算方法、割引方法について、業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。
- 特殊貨物の取扱等他に必要な事項がある場合、その取扱方法等について記述されるものである。
- 公序良俗に反しないものである。

・幅運賃については、変動する運賃市況を考慮することを目的としています。つまり、確定額の届出のみとした場合には、運賃市況の変動に合わせた機動的な運賃の変更に支障を来すことや、またその届出が煩雑化することが考えられることから、それを簡素化することを目的として採り入れています。幅運賃の範囲を超える運賃額の変動があった場合には、すみやかに届出を提出してください。

④附帯料金

・貨物利用運送事業において発生する附帯業務に係る料金についても本届出の対象となります。また、届出されている運賃・料金以外に新たな料金を徴収する場合にも改めて届出を提出する必要があります。

(様式12)

運賃及び料金の設定(変更)届出書(記載例)

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 _____ 所
氏名又は名称 _____
代表者氏名(役職) _____ ㊞

運賃料金設定(変更)届出書

今般、運賃及び料金の設定(変更)を貨物利用運送事業報告規則第3条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称 _____
住 _____ 所 _____
代表者氏名(役職) _____

2. 設定(変更)した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送機関の種類

種別	第二種貨物利用運送事業
種類	鉄道貨物運送

3. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別紙

4. 運賃及び料金を設定(変更)した日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

【参考】運賃及び料金の設定届出書 関係法令

貨物利用運送事業報告規則第3条（運賃及び料金の届出）

- 第1項 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を営業者に限る。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第2号 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種類及び利用運送に係る運送機関の種類
- 第3号 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対象を明示すること。）
- 第4号 設定又は変更の実施日
- 第2項 貨物利用運送事業者（前項に規定する者を除く。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、前項各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第3項 （略）

国総貨複第201号(H15.3.18)

貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について

3 運賃及び料金の種類、適用方法について

運賃及び料金の種類、適用方法については以下に従い記載すること。

（1）共通事項

- ①貨物利用運送事業者が荷主から收受する運賃及び料金は、原則として、実運送事業者に支払う運賃及び料金に貨物利用運送事業者の取扱手数料（第二種貨物利用運送事業にあっては集配料を含むものとする。）を加算した額とする。
- ②幅運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。
- ③運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うことが適当と考えられるものであることとする。また、割増・割引の対象が明確にされていないこととする。
- ④附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金とするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならないものとする。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとって分かりやすいものでなければならないものとする。

（5）鉄道貨物運送

- ①鉄道運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の種類については、コンテナ貨物、車扱貨物、混載貨物、荷物等、従来の扱別による運賃及び料金とする。
 - ②鉄道運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。
- （ア）運賃
運賃は、重量、口建制又は個建制とし、輸送貨物の距離に応じたものとする。
- （イ）料金
料金は、運賃により一律に收受しがたい運送サービスについて設けることができるものとするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならないこととする。